



川薩地区1市4町4村

川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町
里村・上郷村・下郷村・鹿島村

法定合併協議会だより

2003
第5号
平成15年11月発行

発行責任者：川薩地区法定合併協議会／会長 森 卓 朗／編集：川薩地区法定合併協議会事務局 川内市神田町3番22号
TEL.0996-23-5111 FAX.0996-22-6295 E-mail info@sensatu-gappei.kagosima.jp ホームページアドレス http://www.sensatu-gappei.kagosima.jp/

議会議員の定数・任期の取扱い調整方針案を提案



樋脇町内で開かれた第9回法定合併協議会

一般職職員や特別職の 身分取扱いも

第9回川薩地区法定合併協議会を開催

11月13日

川薩地区法定合併協議会の第九回協議会は十一月十三日、樋脇町内で開かれました。

協議では、一般職の職員の身分の取扱い、特別職の身分の取扱い、生活保護事業、議会議員の定数及び任期の取扱い、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについての調整方針案、新市地域情報化計画案など計十五件が提案されました。

議会議員の定数及び任期の取扱いについては、新市の議員定数は人口に応じた三十四人とするが、合併特例法の「定数特例」を適用して合併後四年間は定数四十四人とし、旧市町村別に九選挙区を設ける調整案となっています。

これら各調整方針案は各市町村に持ち帰って協議した後、一般職の職員、特別職の身分の取扱いなど十一件が十一月十一日開催予定の第十一回協議会、議会議員の定数及び任期の取扱いなど四件が同二十四日開催予定の第十二回協議会で審議されます。

今回の提案で協定項目四十六項目中四十五項目が提案されたこととなります。残る新市名称についても、十一月四日・十七日の新市名称等検討小委員会五点に絞り込み、同二十六日開催の第十回協議会に提案されました。

提案事項

調整方針は協議中であり、今後変更される場合があります。

◇一般職の職員の身分の取扱いについての調整方針（案）

一、関係市町村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第九条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

二、職員の定数については、関係市町村の現行定数の合計を新市に引き継ぐものとし、市長事務局、教育委員会事務局及び議会事務局等の職員の定数の割振りについては、合併時に調整するものとする。

なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

三、職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一するものとする。

四、職員の給与制度については、国の基準及び類似団体を参考に、給料表の取扱いを含め合併

時に調整する。

なお、現職員の現給は保障し、新市において格差の調整を行うものとする。

〈協議項目の要旨・留意点〉

新設合併の場合は、関係市町村の法人格が消滅するため、一般職の職員は失職することとなりますが、市町村の合併の特例に関する法律第九条の規定により、合併協議により引き続き合併市町村の職員としての身分を保障することが義務づけられています。給与等についても、合併の前後で著しい不均衡が生じないように取り扱う必要があります。

※市町村の合併の特例に関する法律第九条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際、現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

◇特別職の身分の取扱いについての調整方針（案）

一、常勤の特別職

①市長、助役、収入役及び教育長の設置・任期等については、各法令の定めるところによる。

②給与の額は、現行額を基本に合併までに調整する。

③新市の職務執行者については、関係市町村の長が別に協議して定める。

二、非常勤の特別職（議員、消防団員を除く）

①教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会の設置及び委員の数・任期等については、各法令の定めるところによる。

報酬の額は、現行報酬額を基本に合併までに調整する。

②農業委員会委員の報酬額については、現行報酬額を基本に合併までに調整する。

③新市において引き続き設置する必要がある各種附属機関等の委員の数、任期、報酬額については、現行の制度を基本に合併までに調整する。

〈協議項目の要旨・留意点〉

新設合併の場合は、関係市町村の法人格が消滅するため、市町村長、助役、収入役、教育長をはじめ、各種委員会・審議会委員等の特別職は

失職することになり、新市における特別職の設置、人数、任期、報酬額等について協議するものです。議会議員、農業委員（報酬を除く）、消防団員の取扱いについては、別途協議します。

◇生活保護事業についての調整方針（案）

生活保護事業については、国の制度であり、合併までに川内市の例により調整し、新市において実施する。

◇その他の福祉事業についての調整方針（案）

一、民生委員・児童委員協議会事務局は、今後の事務局のあり方等について調整を要するため、新市に移行後、速やかに調整する。

二、日本赤十字社関係は、社会福祉協議会や婦人会が実施しており、廃止の方向で調整する。

三、社会福祉協議会委託は、委託業務等の内容が異なっており、合併時に、新たな制度等を制定する。

四、民生委員推薦会は、推薦委員の選出方法等が異なっており、合併時に新たな制度等を制定する。

五、樋脇町民生委員記念林造成管理計画は、廃止の方向で調整する。

六、災害弔慰金・災害障害見舞金支給は、現行のまま新市に引き継ぐ。

七、災害援護資金貸付は、現行のまま新市に引き継ぐ。

八、災害見舞金支給は、支給額や支給要件に差異があることから、合併時に、新たに制度等を制定する。

九、被災者生活再建支援金支給は、現行のまま新市に引き継ぐ。

十、戦没者追悼式は、主催者や開催時期が異なっており、新市に移行後、速やかに調整する。

十一、行旅困窮者の法外援助は、現行のまま新市に引き継ぐ。

〈協議項目の要旨・留意点〉

国等の制度に基づいて実施している事業は、現行のとおり実施します。また地域格差が生じないように統合又は再編し、充実に努めます。独自制度による事業は、従来の実績を尊重し、区域内全体の均衡が保たれた調整が必要です。

◇その他事業（選挙事務関係） についての調整方針（案）

一、投票区については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整する。

二、開票区、投票時間、不在者投票（期日前投票）事務並びに不在者投票（期日前投票）時間については、合併時に調整することとし、不在者投票（期日前投票）所については、現行のまま新市に引き継ぐ。

三、ポスター掲示場については、設置場所の検討を行い、新市に移行後速やかに調整する。

〈協議項目の要旨・留意点〉

新市発足後、五十日以内に市長等の選挙を行う必要があり、新市域での選挙がスムーズに行われるよう調整する必要があります。なお平成十五年十二月一日に不在者投票の一部が「期日前投票」となるなどの公職選挙法の改正が行われます。

◇その他事業（個人情報保護制度） についての調整方針（案）

電子計算組織に係る個人情報保護条例については、未制定の団体もあるため、合併時に川内市の制度を基本に制定する。

また、マニュアル処理まで含む包括的個人情報保護条例については、未制定のため、新市において調整する。

〈協議項目の要旨・留意点〉

行政が保有する個人情報の保護と自己の情報の開示等を請求する権利の保障が求められ、個人の権利利益の保護が求められています。新市において個人情報保護制度を確立する方向で提案するものです。

◇その他事業（地籍調査事業） についての調整方針（案）

地籍調査事業については、新市で引き続き実施することとし、地籍調査完了に伴う成果等については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

〈協議項目の要旨・留意点〉

国土調査法に基づき土地の所在・権利・利用関係を明らかにします。地籍調査事業の完了地区はその成果を引き継ぎ、実施地区については新市でも引き続き実施することとします。

◇その他事業（会計事務関係） についての調整方針（案）

指定金融機関等については、九市町村の指定金融機関等の中から合併までに定める。

〈協議項目の要旨・留意点〉

新市の公金出納事務の効率化を図るため、地方自治法の規定により金融機関を指定し、公金の出納事務の

一部を取り扱わせるものです。地方自治法施行令では「指定金融機関は市町村に一つの指定」となっていますが、現在九市町村内に指定金融機関が四金融機関あるため、これを一つとする必要があります。

◇その他事業（契約事務関係） についての調整方針（案）

工事等入札指名事務及び入札事務は、合併時に川内市の例により調整する。

〈協議項目の要旨・留意点〉

契約に関する事務に関し必要な事項を調整するものです。工事等入札指名事務については、指名基準、指名業者数等について調整。入札事務については、入札方法、入札保証金、最低制限価格等について調整。予定価格の事前公表制度については、合併時までに調整。電子入札の実施については、新市発足後研究することとします。工事等入札指名事務及び入札事務について、事務の効率化や透明性等の向上を図る観点から調整し、提案するものです。

◇その他事業（企画事務関係） についての調整方針（案）

一、総合計画策定について

①総合計画「基本構想」については、旧市町村の総合計画を考慮した新市まちづくり計画における「まちづくりの基本方針」の承継を図り、新市に移行後、速やかに策定する。

②総合計画「基本計画」については、新市まちづくり計画に基づき策定する。この策定までの間は、新市まちづくり計画基本計画により行政運営を行う。なお、「基本計画」策定に当たり、各地区コミュニティ協議会の地区振興計画を参考にする。

③総合計画「実施計画」(三カ年計画)については、新市まちづくり計画を基に暫定的な計画を新市に移行後、速やかに策定する。

一、定住促進に関することについて
新市に移行後、速やかに調整する。

〈協議項目の要旨・留意点〉

新市のあるべき姿を示すものとして、旧市町村の総合計画を考慮し、新市まちづくり計画に基づいた総合計画を策定する必要があります。また、新市の均衡ある発展を図るための定住促進対策を図る必要があります。調整方針案は、新市の均衡ある発展を図ることを目的とした総合計画策定や定住促進対策について、構

成市町村と協議調整が必要なことを考慮し提案するものです。

◇議会議員の定数及び任期の取扱いについての調整方針(案)

一、新市の議会の議員の定数は三十四人とする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第六条第一項の規定を適用し、合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間(四年間)に限り、新市の議会の議員の定数は四十四人とする。

また、選挙区については、旧市町村の区域ごとに設置し、各選挙区の議員の定数は次のとおりとする。

旧川内市の区域	二十五人
旧樋脇町の区域	四人
旧入来町の区域	三人
旧東郷町の区域	三人
旧祁答院町の区域	三人
旧里村の区域	一人
旧上甕村の区域	二人
旧下甕村の区域	二人
旧鹿島村の区域	一人

なお、特例適用後の一般選挙からは、選挙区は設置しない。

二、議員報酬の額は、川内市の例

により、合併時までに調整する。

三、委員会の種別及び委員数は、新市の議会全員協議会において調整する。

〈協議項目の要旨・留意点〉

新設合併の場合は、合併関係市町村の廃止と同時に議会議員も失職しますが、一定期間に限り特例措置が認められており、その適用についても検討が必要となります。特例措置には「定数特例」と「在任特例」があります。関係法令に基づき、合併の効果、地域間の均衡等に配慮した内容で提案するものです。

※「定数特例」(特例法第6条第1項) 市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、地方自治法第91条第2項に規定する数(人口十万以上二十万未満の市三十四人)の二倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。なお、この場合でも、公職選挙法第15条第6項の規定により、合併後の市町村の区域内に、条例で選挙区を設けることができる。この場合、各選挙区ごとの定数配分は原則として人口に比例して、条例で定めなければならない。

※「在任特例」(特例法第7条第1項)

合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、市町村の合併後二年を越えない範囲で、引き続き合併市町村の議会の議員(現在九市町村の議会議員百二十九人)として在任することができる。

◇農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについての調整方針(案)

一、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。

①新市に川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町の一市四町の区域、里村・上甕村・下甕村・鹿島村の四村を区域とする二つの農業委員会を置く。

②新市の農業委員会による委員の定数については、一市四町の区域は三十八人、四村の区域は十人とする。ただし、合併時に農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第八条第三項の規定を適用し、平成十七年四月三十日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

③選挙区設置等については、新市

に移行後、速やかに協議する。
二、農業委員会の運営等については、次のとおりとする。

①農業委員会の運営については、合併時まで、具体的な調整を行うこととする。

②諸証明手数料については、合併時まで、新たに制度等を制定する。

〈協議項目の要旨・留意点〉

農業委員会委員の報酬額等については、特別職の身分の取扱いの中で、協議します。

島嶼部を抱えているという特殊性により、一つの農業委員会では総会、現地調査等困難をきたすことが予想されます。また、四村区域単独では選挙区設置も不可能であり委員不在となる恐れがあるため、二つの農業委員会を設置する内容で提案するものです。また、農業委員の失職や農業委員会の設置されない空白期間の発生により、総会や現地調査もできないことにより許認可事務等について、住民サービスの低下を招くため、合併特例法を適用する内容で提案するものです。

◇一部事務組合等の取扱い（その2）についての調整方針（案）

一、薩摩郡東部衛生処理組合の構

成団体である入来町と祁答院町については、当該組合及び構成団体との協議を行い、次のいずれかによることとする。

①入来町・祁答院町は、合併の前日に当該組合を脱退し、新市において旧入来町・祁答院町の区域を対象に合併の日に当該組合に新たに加入する。

②入来町・祁答院町は、合併の前日に当該組合を脱退し、新市において旧入来町・祁答院町の区域を当該組合に委託する。財産及び職員の取扱いについては当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。

③入来町・祁答院町は、合併の前日に当該組合を脱退し、新市の直轄事業として行う。財産及び職員の取扱いについては当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。

二、串木野樋協清掃組合の構成団体である樋脇町については、当該組合及び構成団体との協議を行い、次のいずれかによることとする。

①組合構成団体が一団体となるため、当該組合は解散となる。よって、新市における旧樋脇町の区

域は、当該組合及び構成団体の協議により決定される施設を所有する団体に委託する。財産の取扱いについては当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。

②組合構成団体が一団体となるため、当該組合は解散となる。よって、新市の直轄事業として行う。財産の取扱いについては当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。

三、川薩地区介護保険組合の構成団体である川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町・里村・上甑村・下甑村・鹿島村については、当該組合及び構成団体との協議を行い、次のいずれかによることとする。

①合併の前日に当該組合から脱退し、合併の日に新市において当該組合に加入する。

②合併の前日に当該組合を解散し、合併の日にすべての事務を新市に引き継ぎ、直轄事業として実施する。財産の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。

※今回提案の三団体については、

今後も協議を継続し、十二月二十四日の承認までには、一つの調整方針を示す方向で調整します。

◇環境衛生事業（その2）についての調整方針（案）

一、し尿処理関係

①し尿汲取手数料及び地元との連絡調整は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

②し尿処理施設の整備については、現行のまま新市に引き継ぐ。

③一般廃棄物処理業許可証交付手数料及び同再交付手数料並びに浄化槽清掃業許可証交付手数料及び同再交付手数料は、合併時に川内市の例により調整する。

④西薩環境センター対策委員会運営補助金は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

⑤し尿・浄化槽汚泥等の収集処理計画及びし尿収集・浄化槽清掃業の許可については、合併時に新たに制度等を制定する。

⑥投入手数料、し尿・浄化槽汚泥等の収集・処理業務、し尿処理施設の管理、し尿収集区域の指定及び海洋投入処分については、

関係一般事務組合の調整方針に基づき、調整するものとする。

二、ごみ処理関係

① 廃棄物処理計画は、合併時に新たに制度等を制定する。

② 県外廃棄物搬出事業は、合併時に新たに制度等を制定する。

③ 川内市クリーンセンター内最終処分場、最終処分場（計画、設計、実施）及びごみ処理施設の整備については、現行のまま新市に引き継ぐ。

④ 地元との連絡調整は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

⑤ 川内市クリーンセンター地域振興補助金は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

⑥ 一般家庭用ごみ袋販売委託は、新市に移行後速やかに調整する。

⑦ 廃棄物処理手数料、ごみの収集方法等、ごみの資源化及び特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料は、関係一般事務組合等の調整方針に基づき、調整するものとする。

三、火葬関係

火葬場（火葬料）については、

合併時に新たに制度等を制定する。

四、環境衛生事業に関する公共的団体については、公共的団体の取扱いによる。

〈協議項目の要旨・留意点〉

し尿処理、ごみの分別・収集業務、一般廃棄物処理及び火葬業務等に係る項目は、地域の実情を考慮しながら、現状の住民サービスを低下させないよう関係一般事務組合等と協議のうえ調整します。市町村が独自にその制度の充実を図っている事業については、従来の実績を尊重し、構成市町村で均衡の保たれた、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整します。

審議事項

◆新市まちづくり計画原案修正案

新市の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を図るための「新市まちづくり計画」の原案は八月十二日の第三回川薩地区法定合併協議会に提案されました。

その後、八月十七日から九月十三日まで関係市町村五十二会場で開か

れた「まちづくり広聴会」での住民の皆様からのご意見等を参考に全体で約四百五十カ所を修正した修正案が十一月十三日の第九回協議会に提案されました。

主な修正のポイントは次のとおりです。

① 理解しにくいカタカナ語の日本語への言い換え。

② 新市の都市構造ゾニングの名称を、都市ゾーン→都市文化ゾーン、海洋ゾーン→海洋文化ゾーンに変更。

③ 地区コミュニティ協議会について、「事務局体制の強化を図る」の文言を追加。

④ 「生涯学習の推進」から「社会教育」「青少年の健全育成」を独立させ、家庭教育の重要性を強調。

⑤ 甌島航路のフェリーや高速船の欠航を減らすため、「甌島航路の避難港調査について」の文言を追加。

⑥ 七政策・四十一主要施策・百十四施策・三百五十六事業から、七政策・四十一主要施策・百十六施策・三百七十七事業へ。

⑦ 財政計画は関係一般事務組合（川内消防、西薩衛生、甌島衛生）を加えた普通会計で積算。また、具体的な数値を示した。

修正案は、十一月二十六日の第十

回協議会審議、県知事協議を経て、今年十二月二十四日開催予定の第十二回協議会で計画決定する予定となっております。



● 今後の法定合併協議会開催予定

◆ 第十一回法定合併協議会

十二月十一日（木）午後二時から

川内市 ホテル太陽パレス

◆ 第十二回法定合併協議会

十二月二十四日（水）午後一時半から

川内市 ホテル太陽パレス

※ 会議は都合により変更される場合があります。事前に事務局にお問い合わせください。

● 協議会は傍聴できます

法定合併協議会は傍聴できません。

傍聴希望の方は、所定の傍聴届に住所・氏名を記入し、会場で協議会事務局に提出、傍聴証の交付を受けてください。傍聴証は会議開催予定時刻の十五分前から先着順に交付。定員三十名。会場の都合で定員数が増減されることもあり、傍聴希望者が定員を超える場合はくじ引きで選ぶこととなります。

新市地域情報化計画案の主なポイント

■計画策定の背景と目的

情報通信技術のスピードは飛躍的に進んでおり、日常生活や経済活動に深く溶け込み、必要不可欠なものとなっています。一方、新市にあっては、それぞれの地域特性をうまく融合させ、単体ではなし得ない新しいまちづくりが可能になります。その実現のためには、新市の住民の一体化を醸成するとともに、地方分権、少子・高齢化、地方拠点都市、行政区画の拡大など地域が抱える課題を的確に把握し、確実に対応していくことが必要となります。これら課題への対応、新市のまちづくりを進めるひとつの手段・方法として、いかに情報通信技術の利便性を発揮できるかが大きなカギを握るといえます。

■計画の目的と目標年次

この計画は、新市の行政内の情報化の指針となるとともに、10万都市となる新市の住民ニーズに対応した行政サービスの提供や、地域が主体となる住民参加型の情報交流（情報のやりとり）の方策を体系的に示すものです。情報通信技術の便益を最大限に引き出し、安全で豊かな活力ある新市の地域社会を形成するために新市地域情報化計画を策定するものです。

この計画の目標年次は平成26年度とします。

■地域情報化の基本理念

「人と人をつなぐ“ふれあい情報ネットワーク”」

人と人とのつながりを大切にしつつ、情報通信技術を用いて情報をいつでもどこでも自由にやりとりをし、実際にふれあうことができるようなきっかけをつくっていきこうという意味です。

■地域情報化の基本方針

- ①安心で豊かな生活環境を実現する
- ②地域経済を支援する
- ③情報をやりとりできる環境を整える
- ④行政の情報化を進める

■地域情報化の具体的施策

- ①みんなで参加する情報化（コミュニティ、住民参画）
 - ・地区コミュニティ協議会相互の連携 ・ボランティア情報とフォーラム（意見交換）の開設
 - ・シルバーネットワーク、子育て、教育等各種フォーラムの開設 等
- ②安心して快適に暮らせる情報化（保健・医療・福祉、消防・防災）
 - ・健康づくり、医療情報の提供 ・保健・医療ネットワーク構築 ・消防団緊急伝達システムの導入 等
- ③あしたのための情報化（教育・文化）
 - ・生涯学習情報の提供 ・図書館・歴史資料館情報の提供 ・学校間情報交流システムの導入
 - ・伝統文化の保存と活用（映像ライブラリー） ・友好都市交流の充実 等
- ④活力をうみだす情報化（産業、観光）
 - ・生産物直販体制の支援 ・生産者間フォーラムの開設 ・業種間・異業種間交流の促進
 - ・総合観光ホームページの作成 等
- ⑤だれでも使える情報化（情報通信基盤、バリアフリー）
 - ・高速通信回線網の拡充 ・CATVの検討 ・公開パソコンの拡充 ・IT講習会の開催
 - ・携帯電話対応ホームページの作成 ・ホームページFAX配信システムの導入 等
- ⑥行政の情報化
 - ・新市の本庁・支所などの行政ネットワークの構築 ・事務の効率化のための庁内LANの拡充
 - ・電子申請・調達システム導入の検討 ・電子決裁システム導入の検討 ・個人情報の保護 等



新市地域情報化計画策定懇話会会議

■地域情報化の推進体制

地域情報化には行政、住民、大学等との連携が必要です。「地域情報化モニター」（仮称）、ホームページ上でのフォーラムによる日常的な意見交換、住民・関係団体・企業・学識経験者などからなる「地域情報化推進会議」（仮称）の設置などさまざまな手法が考えられます。

町名・字名の取扱いなど調整方針を承認

第8回法定合併協議会（10月24日）

川薩地区法定合併協議会の第八回協議会は十月二十四日、祁答院町内で開かれ、先に提案されていた「町名・字名の取扱い」「自治会・行政連絡機構の取扱い」などの調整方針十件を承認しました。また「商工・観光事業」「学校教育事業」など六件を新たに提案。同提案は関係市町村に持ち帰り協議し、十二月十一日開催予定の第十一回協議会で審議されます。

承認事項

以下の調整方針は、法定合併協議会で承認されたものです。

◆財産の取扱いについての調整方針

一市四町四村の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。

◆事務組織及び機構の取扱いについての調整方針

一、本庁については、「新市の事務所の位置」により、現川内市役所とする。



祁答院町内で開かれた第8回協議会

二、現川内市役所を除く現在の各町村役場をそれぞれの行政区画を所管する支所とする。また、合併前に設置されている関係町の支所、出張所については、出張所とし、現行のまま存続する。三、支所の組織については、住民のサービス低下を招かないよう配慮し、一部管理部門を除いた総合的な業務を所掌する支所とする。四、教育委員会等各行政委員会については、各関係法令に基づき整備するものとする。五、関係市町村内におかれている

附属機関等は、原則として統合するものとする。なお、独自におかれているものについては、その地域性など実態を考慮し整備するものとする。

六、関係市町村における類似施設については、市民がわかりやすく、かつ、新市の一体感の醸成と広報時等の利便性の向上を図るため、その呼称を統一する。七、新市における事務組織・機構の整備方針については次のとおりとする。

〈新市における事務組織・機構の整備方針〉

- 一、基本方針
- ① 住民自治を確立し、住民福祉の向上を図る組織・機構
- ② 市民に分かりやすく利用しやすい組織・機構
- ③ 市民の声を適正に反映することのできる組織・機構
- ④ 運営の合理化を図り効率的な組織・機構
- ⑤ 新市まちづくり計画を円滑に遂行できる組織・機構
- ⑥ 指揮命令系統が簡素で明確な組織・機構
- ⑦ 地方分権に柔軟に対応できる組織・機構

⑧ 新たな行政課題に速やかに対応できる組織・機構

二、合併時の機能

本庁は、新市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務及び支所の所管する区域以外の市域に関する事務及び地域振興策を所掌する。

支所は、一部の管理部門を除き、所管する行政区画の事務の全般を掌る総合行政機関であるとともに、地域振興の拠点として、所管区域の事務及び地域振興策を所掌する。

新市における地域振興策の企画立案並びに新市まちづくり計画の実現については、本庁及び支所が一体となり、市民と協働して進めるものとする。

※協議会だより第三号で掲載しました組織図（案）は、条例・例規を整えられるまで調整・変更される場合があります。

◆国民健康保険事業の取扱いについての調整方針

一、国民健康保険税の取扱いについて、合併年度は一市四町四村の例により、その取扱いを承継し、合併翌年度から新市の取扱

いによるものとする。

関係市町村で、差異のあるもの等については、次のとおり取り扱うものとする。

- ① 賦課方式、税率については、新市において国民健康保健事業の円滑な運営が図られるよう医療費の動向を見ながら合併までに調整する。

〈具体的な調整方針〉

- 税率については、市町村の合併の特例に関する法律第一〇条の規定を適用し、一市四町二村（川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甕村）の税率と二村（下甕村、鹿島村）の税率の二通りの税率による不均一課税とし、平成十七年度から三年間適用する。この間における賦課方式については、四方式を基本に税率の算定と併せて調整する。
- ② 賦課限度額、軽減割合、納税義務の発生・消滅に伴う賦課については、関係市町村全て同じのため、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
 - ③ 賦課期日、納期、減免については、川内市の例により調整する。ただし、各納期限は、月末とする。

る方向で調整する。

- ④ 納付書の発送方法については、郵送を基本にして合併までに総合的に調整する。

二、保険給付事業で、関係市町村で差異のあるものについては、次のとおり取り扱うものとする。

- ① 国保財政調整基金は、市町村によつて基金残高にかなりの差があるため、適切な額を持ち寄るなどの調整をする。また、基金については、合併時に、新たに制度を制定する。

- ② 国民健康保険運営協議会の委員の定数及び報酬については、合併までに調整する。

- ③ 高額医療費貸付事業は、支払い基準を統一し、川内市の例により調整する。

- ④ 各種検診補助は、市町村によつて差異があるため、新市において速やかに調整する。

- ⑤ 出産・葬祭に関する給付は、甕島四村との差異があり、合併時に、川内市の例により調整する。

◆介護保険事業の取扱いについての調整方針

- 一、介護保険料は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、

第三次事業計画（平成十八年度）から統一調整する。

- 二、介護保険低所得者利用者負担軽減対策補助のうち、ホームヘルプサービスで単独事業は新市に移行後、速やかに調整を図る。

三、介護保険高額貸付事業は、基金額や要件に差異があり、合併時に、川内市の例により調整する。

- 四、介護保険事業計画の策定・見直し関係事務は、合併時に、新たな制度等を制定する。

五、介護保険財政調整安定化基金については、基金の借入額や償還年限が異なっているが、現行のまま新市に引き継ぐ。

- 六、介護保険基金関係事務は、現行のまま新市に引き継ぐ。

◆児童福祉事業についての調整方針

- 一、出生祝金は、全市での実施は財政的に厳しいため、廃止の方で調整する。

二、公立保育所・保育園運営事業は、地域によつて保育園に偏りがあり、合併時に、新たな制度等を制定する。

- 三、児童館は、合併時に、新たな制度等を制定する。

四、放課後児童クラブは、市町によつて補助金の上乗せや委託に差異があり、早急な調整は困難であるため、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

五、保育協議会補助は、補助金の規定根拠を明確にするため、新市に移行後、速やかに調整する。

六、保育園入・退所事務は、保育料の基準が異なっており、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

七、乳幼児健康支援一時預かり事業は、現行のまま新市に引き継ぐ。

八、児童虐待防止協議会運営事業は、一市のみの実施であるが関係機関の見直しが必要であり、新市に移行後、速やかに調整する。

九、チャイルドシート一部助成等事業は、貸与・一部助成など実施の方法が異なっており、合併時に、新たに制度等を制定する。

十、遺児及び父子手当給付事業は、補助金・対象者の基準が異なるため、合併時に新たに制度等を制定する。

十一、育児手当は、児童手当と類似しているため、合併時に、新

たに制度等を制定する。

十二、認可外保育施設運営補助金は、合併時に、川内市の例により調整する。

十三、乳幼児医療費助成金は、合併時に、新たに制度等を制定する。

◇町名・字名の取扱いについての調整方針

町名・字名の取扱いについては、地域の歴史や文化の継続性、住民生活への影響等に配慮するとともに、地域住民の意向を尊重し、次のとおり調整する。

一、川内市については、現行のとおりにする。

二、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町については、従前の町名を従前の大字に冠したのもをもつて、大字とする。

三、里村、上甕村、下甕村、鹿島村については、従前の村名を町名とし、これを従前の大字に冠したのもをもつて、大字とする。

◇自治会・行政連絡機構の取扱いについての調整方針

自治会・行政連絡機構(公民会、自治公民館、小組合、常会、公民

館、区)組織については、名称を自治会に統一し現行のまま新市に引き継ぎ、新市まちづくり計画に基づく地区コミュニティ協議会制度を導入する。

◇窓口業務についての調整方針

窓口業務の取扱いについては、新市の組織体制と調整を図り、住民サービスの低下を招かないことを原則として、調整に努めるものとする。

◇保健衛生事業についての調整方針

一、無料巡回診療は、新市に移行後も当分の間は現行のとおりにし、実施方法等について随時調整する。

二、在宅当番・緊急医療情報提供実施事業は、現行のまま新市に引き継ぐこととする。

三、川内市の湯田、西方、高江、久見崎及び寄田地区の定時開設診療所並びに祁答院町黒木診療所及び祁答院診療所は、現行のまま新市に引き継ぐこととする。

四、甕島四村の国保直営診療所、へき地診療所及び国保直営歯科診療所は、新市に移行後も当分の間現行のとおりにし、運営方

法等について随時調整する。

五、病院群輪番制事業(共同利用型病院運営事業)は、二次救急医療を確保するため、現行の実施体制を新市に引き継ぐこととする。

六、医療従事者等育成支援事業は、新市に移行後も当分の間現行のとおりにし、対象者、奨学資金等について随時調整する。

七、食生活改善推進員協議会は、組織の統合、活動内容、活動補助金等について、新市に移行後、速やかに調整する。

八、健康づくり推進協議会は、現組織を統合し、新市で一体的、合理的な活動を行うこととする。ただし、委員の任期、活動の内容等は新市に移行後、速やかに調整する。

九、保健センターは、一市四町二村に設置されており、今後地域保健活動の拠点として管理を行うこととするが、運営方法、維持管理等については、新市に移行後、速やかに調整する。

十、三者医療協議会及び歯科医療問題協議会は、協議会の運営、構成員等について、新市に移行後、速やかに調整する。

十一、基本健康診査、各種がん検診、C型肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診及び腹部超音波検診は新市に移行後も当分の間現行のとおりにし、

健診(検診)体制及び検査項目等について、健診(検診)委託先等関係機関と協議のうえ、随時調整する。

十二、集団で行う乳幼児健康診査の健診体制及び内容等は新市に移行後も当分の間現行のとおりにし、実施方法等について随時調整する。

十三、精密健康診査は、合併時に川内市の例により調整する。

十四、個別検診の内容等は、新市に移行後も当分の間現行のとおりにし、実施方法等について随時調整する。

十五、乳幼児歯科健康診査の健診体制及び内容等は、新市に移行後も当分の間現行のとおりにし、対象児年齢、フッ素塗布に係る徴収金等を含めて随時調整する。

十六、結核予防事業及び予防接種事業は、新市に移行後、速やかに調整する。ただし、委託料、自己負担金については、委託先等関係機関と協議のうえ、合併

時までには調整する。
十七、女性の健康促進事業は、新市に移行後、速やかに調整する。

◇環境衛生事業（その一）についての調整方針

- 一、各市町村が有する最終処分場は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 二、衛生自治団体連合会は、新市に移行後、速やかに調整する。
- 三、環境審議会は、合併時に新たに制度等を制定する。
- 四、環境に関する計画（環境基本計画）は、川内市の例を基本として、合併後三年以内を目途に策定する。
- 五、環境美化推進は、合併時に川内市の例により調整する。
- 六、火葬場は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 七、公営の墓地は、現行のまま新市に引き継ぐ。

提案事項

調整方針案は協議中であり、今後変更される場合があります。

◇交通関係事業についての調整方針（案）

- 一、一市四町で実施している巡回

バス・乗合タクシー運行事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

- 二、川内市で実施している均一運賃バス運行事業については、新市に移行後、新たな制度等を検討する。
- 三、甕島で実施している自動車運送事業については、新市に引き継ぐものとし、運営方法等については、鹿島村送迎事業を含め、下甕村自動車運送事業及び上甕島バス企業団との協議を行い、合併時に、新たな制度等を制定する。

〈提案の理由〉

巡回バス等の交通関係対策については、地域全体の均衡を考慮し、新市全体の住民の利便性の向上が図れるよう、新たな交通体系を総合的かつ計画的に推進するものとして提案するものです。

◇商工・観光関係事業についての調整方針（案）

- 一、商工業振興事業については、新市に移行後も継続して実施する。各商工団体の組織及び運営については、新市に移行後、効

果的な活動ができるよう組織体制の確立を推進する。

- 二、ふるさと大使に関することについては、現行のまま新市に引き継ぐこととし、新市において調整する。
- 三、企業誘致助成措置に関することについては、合併時に、新たに制度等を制定する。
- 四、観光イベント事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 五、観光施設の管理運営については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 六、観光船の管理運営については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 七、観光協会の組織及び運営については、新市に移行後、効果的な活動ができるよう組織体制の確立を推進する。
- 八、川内ウォータークイーン・キングについては、新市に移行後、速やかに調整する。
- 九、観光関係団体の組織及び運営については、新市に移行後、効果的な活動ができるよう組織体制の確立を推進する。
- 十、宿泊施設については、現行の

まま新市に引き継ぐ。ただし、宿泊施設の統合検討委員会、運営協議会の設置については、合併時に、新たに制度等を制定する。

〈提案の理由〉

各種事務事業については、各地域の実情を尊重しながら、新市全体の均衡が保てるよう、一体性の確保、負担の公平性等の観点から調整を行い提案するものです。

◇建設関係事業についての調整方針（案）

- 一、市町村道については、現行のまま新市に引き継ぎ、市道の認定基準については、合併時に、川内市の例により調整する。
- 二、公営住宅については、現行のまま新市に引き継ぎ、今後の建設計画については、新市に移行後、速やかに調整する。
- 三、都市計画区域や地域地区、都市施設等の都市計画については、現行のまま新市に引き継ぎ、都市計画審議会については、新市において新たに設置する。
- 四、都市計画マスタープランについては、県が定める都市計画区域マスタープランは、現行のまま新市に引き継ぎ、市町村マス

タープランは、新市に移行後、速やかに調整する。

五、土地区画整理事業の今後の調査・計画等については、新市に移行後、速やかに調整する。

◆学校教育事業についての調整方針（案）

一、関係市町村内にある小学校、中学校及び幼稚園の設置及び廃止については、現行のまま新市に引き継ぐ。

二、通学区域については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

三、遠距離通学費助成、通学バス運行業務及び特認校制度については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

四、学校給食については、次のとおりとする。

① 学校給食施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。

② 給食会計については、合併時に私会計に統一する。

③ 給食費、食材の購入方法及び給食の配送については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

五、幼稚園については、次のとおりとする。

① 入園料
川内市は当分の間現行のとおりとし、その他の町村は東郷町の例により合併時に調整する。その後、随時調整する。

② 幼稚園使用料

新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

③ 就園援助

合併時に川内市の例により調整する。

④ 保育

定員、学級数、受け入れ年齢、保育時間及び預かり保育の実施は、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

六、要保護・準要保護児童生徒の就学援助については、平成十七年度当初を目的に調整する。

七、奨学金支給事業については、平成十七年度当初を目的に新たに制度等を制定する。なお、現在支給を受けている生徒・学生及び平成十六年度中に支給対象者となるものについては現行のとおりとする。

とおりとする。

〈提案の理由〉

学校教育事業においては、教職員

の資質の向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図る観点から、事務事業一元化調整方針の協議の原則に沿った内容で提案するものです。

《幼稚園入園料・保育料比較》

	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里 村	上飯村	下飯村	鹿島村
【入園料】 入園時1回のみ	11,000円	500円	なし	1,000円	500円	なし	なし	なし	なし
【保育料】 月額	5,900円	4,000円	2,000円	3,000円	3,000円	4,000円	2,000円	3,000円	2,000円

※調整方針案では、入園料については、川内市は当分の間現行のとおりとし、その他の町村は東郷町の例により合併時に調整し、その後、随時調整することになります。

保育料については、当分の間現行のとおりとし、その後、随時調整することになります

◆コミュニティ施策の取扱いについての調整方針（案）

一、地区コミュニティ協議会の設立及び活動にあたっては、積極的に支援を行う。

二、市民への文書配布等については業務委託とし、新市に移行後速やかに調整する。

三、行政嘱託員・連絡員については、新市に移行後速やかに調整する。

四、地区・校区公民館及び集会所の維持管理については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

五、基礎自治集会所の維持管理については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、地元の基礎自治会等へ管理を委託する方向で随時調整する。

六、NPO及びボランティア活動に関することについては、基本的な活動方針を含め新市移行後、速やかに調整する。

〈協定項目の要旨・留意点と提案の理由〉

まちづくりは市民一人ひとりが主役であり、新しいまちづくりに市民が積極的に参加する環境をつくるに

は、幅広いコミュニティ施策の推進を図る必要があります。コミュニティ活動への積極的な支援と市民のボランティア活動への参画を推進するためのコミュニティ施策への取扱いについて調整方針を提案するものです。

◇社会教育事業についての調整方針（案）

一、社会教育

①生涯学習推進体制については、合併時に川内市の例により調整する。

②図書館・図書室については、現在の川内市立図書館を中央図書館とし、旧町村ごとに分館を設置する。その運営については、新市に移行後、随時調整する。

③成人式については、新市主催の成人式を川内市の例により実施する。また、旧町村の成人式についても、実施主体等を調整の上、地域の実情により実施する。

二、文化振興

①文化財の保護・活用・伝承については、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

②史跡等整備・保護業務については、現行のまま新市に引き継ぐ。

③文化活動等については、新市に移行後、速やかに調整する。

④入来町伝統的建造物群保存地区保存審議会及び保護業務については、現行のまま新市に引き継ぐ。

三、スポーツ振興

①市町村民運動会については、合併後の実施の意向を調査の上、旧市町村単位で調整する。

②総合型地域スポーツクラブについては、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

③各種スポーツ大会等については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、実施主体については見直し、新市に移行後速やかに調整する。

四、教育振興施設

教育振興施設の維持運営管理業務については、許可申請手続や、減免基準の統一等、合併時に新たに制度等を制定する。

〈提案の理由〉

住民の生活文化の振興のため充実した環境を整備し、そのための学習機会、情報提供等に努め、住民サービスの低下を生じないように再編する観点から提案するものです。

新市名称候補5点絞り込む—新市名称等検討小委員会

新市名称等検討小委員会は11月17日、第7回小委員会を開き、新市名称の応募の中から先に選んでいた21点をさらに5点に絞り込み、法定協議会に報告、11月26日開催の第10回法定協議会で報告・提案されました。12月24日開催予定の第12回法定協議会で、この5点の中から新市名称を決定することになっています。

《新市名称候補5点（五十音順）と選定理由》

整理番号	よみがな 名 称	選 定 理 由
1	さ つ ま し さ つ ま し	<ul style="list-style-type: none"> 薩摩地方に位置しており、「薩摩」をひらがなで表記することで、新鮮で優しく、やわらかさを感じさせる。 名称が書きやすく、覚えやすい。
2	さ つ ま し 薩 摩 し	<ul style="list-style-type: none"> 古くから鹿児島を代表する地名であり、全国的にも地名度の高い、新市の名称となる。 この地方が奈良・平安・江戸時代、薩摩国と呼ばれており、歴史と伝統のある名称であり、力強いイメージがある。
3	さつませんだいし さつま川内市	<ul style="list-style-type: none"> 新市の位置が理解しやすく、知名度的にも全国にアピールでき、また、「薩摩」をひらがなで表記することで、新鮮でやわらかさを感じさせる。 薩摩郡の4町4村と川内市の歴史と伝統をあらわし、覚えやすく、わかりやすい名称である。
4	さつませんだいし 薩摩川内市	<ul style="list-style-type: none"> 新市の位置が理解しやすく、知名度的にも全国にアピールでき、また、「薩摩」の漢字表記は、力強いイメージがある。 薩摩郡の4町4村と川内市の歴史と伝統をあらわし、覚えやすく、わかりやすい名称である。
5	せん さ つ し 川 薩 し	<ul style="list-style-type: none"> これまで県下一周駅伝大会や県民体育大会、広域行政等で使用されており、慣れ親しまれてきた名称である。 川内市と薩摩郡（4町4村）の各1文字が入り、わかりやすく、この地域の特徴を表している。

合併協定項目(46項目)の協議状況

※協議会区分及び協議順は予定であり、今後の調整協議により変更される場合があります。

(平成15年11月13日現在)

合併協定項目		提 案		確認(予定)		協 議 状 況
		協議会	月 日	協議会	月 日	
1	合 併 の 方 式	第1回	7/10	第1回	7/10	確認済
2	合 併 の 期 日					確認済
3	新市の事務所の位置					確認済
4	条例、規則等の取扱い	第1回	7/10	第2回	7/24	確認済
5	電 算 シ ス テ ム					確認済
6	使用料、手数料等の取扱い	第2回	7/24	第6回	9/25	確認済
7	公共的団体等の取扱い					確認済
8	上・下水道事業					確認済
9	新市まちづくり計画	第3回	8/12	第12回	12/24	協議中
10	地方税の取扱い	第3回	8/12	第6回	9/25	確認済
11	補助金、交付金等の取扱い					確認済
12	障害者福祉事業					確認済
13	高齢者福祉事業					確認済
14	財産の取扱い	第4回	8/28	第8回	10/24	確認済
15	事務組織及び機構の取扱い					確認済
16	国民健康保険事業の取扱い					確認済
17	介護保険事業の取扱い					確認済
18	児童福祉事業					確認済
19	町名・字名の取扱い	第5回	9/11	第8回	10/24	確認済
20	自治会・行政連絡機構の取扱い					確認済
21	窓 口 業 務					確認済
22	保 健 衛 生 事 業					確認済
23-1	環境衛生事業(その1)					確認済
24	慣 行 の 取 扱 い	第6回	9/25	第10回	11/26	持ち帰り協議中
25	男女共同参画事業					持ち帰り協議中
26	広報広聴関係事業					持ち帰り協議中
27	情報公開制度					持ち帰り協議中
28-1	一部事務組合等の取扱い(その1)	第7回	10/7	第10回	11/26	持ち帰り協議中
29	消 防 団 の 取 扱 い					持ち帰り協議中
30	友好都市・国際交流事業					持ち帰り協議中
31	消 防 防 災 関 係 事 業					持ち帰り協議中
32	農 林 水 産 関 係 事 業					持ち帰り協議中
33	交 通 関 係 事 業	第8回	10/24	第11回	12/11	持ち帰り協議中
34	商 工 ・ 観 光 関 係 事 業					持ち帰り協議中
35	建 設 関 係 事 業					持ち帰り協議中
36	学 校 教 育 事 業					持ち帰り協議中
37	コ ミ ュ ニ テ ィ 施 策					持ち帰り協議中
38	社 会 教 育 事 業	第9回	11/13	第11回	12/11	持ち帰り協議中
39	一般職の職員の身分の取扱い					持ち帰り協議中
40	特別職の身分の取扱い					持ち帰り協議中
41	生 活 保 護 事 業					持ち帰り協議中
42	そ の 他 の 福 祉 事 業	第9回	11/13	第12回	12/24	持ち帰り協議中
43	そ の 他 事 業					持ち帰り協議中
44	議会議員の定数及び任期の取扱い					持ち帰り協議中
45	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	第9回	11/13	第12回	12/24	持ち帰り協議中
28-2	一部事務組合等の取扱い(その2)					持ち帰り協議中
23-2	環境衛生事業(その2)					持ち帰り協議中
46	新 市 の 名 称	第10回	11/26	第12回	12/24	10/24 第8回協議会に21点を報告